

社会福祉法人よしみ会 役員等報酬規定

（目的）

第一条 この規定は、社会福祉法人よしみ会（以下「当法人」という）定款第九条及び第二四条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第二条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（１）常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。

（２）非常勤役員等については、報酬を支給する。

２ 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第三条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表①のとおりとする。

（２）退職手当については、別表②に定める算式により算出する。

（非常勤役員等の報酬等の算出方法）

第四条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表③のとおりとする。

（２）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第五条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第六条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ
て定める時期とする。

- （１）報酬については、毎月２５日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、翌
銀行営業日とする。
- （２）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後６か月以内に
支給する。
- ２ 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した回数分をまとめて、その年の
１２月に支払う。
- ３ 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった
ときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第七条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- ２ 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- ３ 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日
数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算
する。
- ４ 本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月
までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第八条 この規定により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端
数処理を行う。

- （１）５０銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （２）５０銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる。

（公表）

第九条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬
等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第一〇条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第一一条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定
めることとする。

附則

- 1 この規定は、平成２９年 ４月 １日より施行する。
- 2 この規定は、平成２９年１２月１８日より施行する。
- 3 この規定は、平成３０年 ４月 １日より施行する。
- 4 この規定は、令和 ７年 ４月 １日より施行する。

別表①（常勤役員等の月額報酬）

役職	業務執行理事職	理事長職	会長・相談役職
1	418,250円	702,210円	250,000円
2	441,450円	727,270円	255,000円
3	464,650円	752,330円	260,000円
4	487,850円	777,390円	265,000円
5	511,050円	802,450円	270,000円
6	534,250円	829,240円	275,000円
7	557,450円	856,030円	280,000円
8	580,650円	882,820円	285,000円
9	603,850円	909,610円	290,000円
10	627,050円	936,400円	295,000円
11	650,250円	964,920円	300,000円
12	673,450円	993,440円	305,000円
13	696,650円	1,021,960円	310,000円
14	719,850円	1,050,480円	315,000円
15	743,050円	1,079,000円	320,000円
16	766,250円	1,109,250円	325,000円
17	789,450円	1,139,500円	330,000円
18	812,650円	1,169,750円	335,000円
19	835,850円	1,200,000円	340,000円
20	859,050円	1,230,250円	345,000円
21	882,250円	1,262,230円	350,000円
22	905,450円	1,294,210円	355,000円
23	928,650円	1,326,190円	360,000円
24	951,850円	1,358,170円	365,000円
25	975,050円	1,390,150円	370,000円
26	998,250円	1,406,140円	375,000円

別表②（常勤役員等の退職金算定式）

$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数}$

※上記在任年数は、1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は1 か月に切り上げる。

別表③（非常勤役員等の報酬）

	日 額
大阪府内の会議への出席（源泉徴収額を含む）	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（源泉徴収額を含む）	20,000円